

信州実験動物研究会

関連機関および学会等との情報交換、交流 規則

(目的)

第1条 本規則は信州実験動物研究会（以下本会）会則第3条に基づき、本会と実験動物に関連する機関および学会等（以下関連団体）との情報交換、交流について定めるものである。

(関連団体)

第2条 関連団体とは役員会で承認された団体に限る。

(開催方法・費用等)

第3条 開催に関しての詳細は、本会と関連団体の協議の上決定する。

(令和5年(2023)年3月10日 制定)